

令和2年度 北山アート・パフォーマンスフェスタ開催事業 業務委託に係る
 質疑及び回答について

令和2年7月20日

	質問	回答
1	募集要領 4 (3) ウ 提出方法 電子データの提出とあるが、PDFデータの提出で良いか。	PDF形式で提出をお願いします。
2	募集要項 8 (2) 時間、場所については別途通知とあるが、「プレゼンテーション及びヒアリング」は、提出書類のみでの説明か。別の補足資料・パソコン・プロジェクタ・スクリーン等を持ち込んだ説明が可能か。出席者数に上限はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン・プロジェクタ・スクリーン等は使用せず、提出書類のみで説明いただきます。 ・出席者数については、新型コロナウイルス感染症対策も踏まえて、人数制限を行うことを想定しております。 詳細は別途企画提案者宛に通知します。
3	フェスタ開催日について、9月～11月にある日曜日13日で、開催日としない3日を除く10日のうち4日という解釈で良いか。	御見込みのとおりです。
4	第一回目の開催時期の指定はあるか。	特段、指定はありません。
5	アート・クラフト作家、パフォーマーには、総定数以上の応募があった場合、販売・発表の機会を与えることとある。これは全応募者に必ずその機会を与えることが必須ということか。	想定数以上の応募があった場合は、京都府と協議することとします。
6	パフォーマーには出演料 35000 円を支払うこととある。これは各日4組までということが良いか。(応募多数時の、正規の発表の機会に入れなかった出演者は除く、という理解で良いか。)	各4組程度を想定していますが、想定数以上の応募があった場合は、京都府と協議することとします。
7	仕様書 2 (1) ア ii 「出演料は1組当たり3万5千円」とあるが、1組/1日あたりの出演料という理解でよいか。「出演料3万5千円」は源泉徴収税、消費税等を含む金額か。	<ul style="list-style-type: none"> ・「出演料3万5千円」は、1組/日あたりの出演料です。 ・源泉徴収税、消費税等を含む金額です。
8	京都府から推奨しているジャンルまたは具体的なパフォーマーはいるのか。	特段、対象はありません。
9	パフォーマー用のステージ設営について ステージ台の設営準備は必要か。	ステージの設置はありません。
10	食ブースは、物販(加工品の販売)のみか。 調理行為(火気使用)が発生する店舗も参加対象か。 調理行為が発生した場合、保健所申請も受託	<ul style="list-style-type: none"> ・調理行為も発生すると想定しています。 ・保健所等への申請については、仕様書2(1)オに記載のとおり、必要な法定手続や調整は受託者側で行っていただきます。

	<p>者で必要か（臨時営業許可 or 露天扱い）</p> <p>北山プロムナードは、裸火の使用は問題ないのか。</p> <p>調理機材（ガスコンロやフライヤーなど）も受託者は費用負担するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な火気の取扱いについては、施設管理者と調整が必要ですが。調理に必要な一般的な使用は可能です。 ・調理機材の調達及び費用負担は、委託業務の範囲となりません。
11	<p>食ブースの出展者も公募による募集か。主催者から紹介・ご指定の出展者になるのか。</p>	<p>公募は行いません。</p> <p>京都府と調整を行うこととしております。</p>
12	<p>食ブースは、テント等を使用せず、キッチンカーの出店でも良いのか。</p>	<p>可能と考えますが、受託者選定後に京都府と調整となります。</p>
13	<p>出演者、出展者の公募期間の目安はあるか。自由か。</p>	<p>本業務の開始から開催日までの期間によりますが、受託者選定後の調整になります。</p>
14	<p>仕様書 2（2）イ</p> <p>「申込受付、問合せ等に対応するための専用窓口を設置すること。」と記載されているが、（メールでの対応以外に）電話対応の専用窓口も設置が必要か。</p>	<p>希望者に対し、適切かつ迅速に対応できる体制をとってください。</p>
15	<ul style="list-style-type: none"> ・出展ブース（1区画）のテントのサイズに指定はあるか。 ・1区画1ブースとあるが、大きなテントを分割し、2ブースとして使用することは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1ブースにつき、2m×2m×2.5m程度のテントのサイズを想定していますが、提案内容によってはこの限りではありません。 ・大きなテントを分割し、2ブースとして使用することは、提案は可能です。
16	<p>当日設営、当日撤去とあるが、設営、撤去は何時～何時まで可能か。</p>	<p>開催時間を確保したうえで、当日の搬入搬出、設営撤去で提案をお願いします。設営は7時頃から開始し、撤去は18時までに終了するようお願いします。</p>
17	<p>テントや設営物は開催期間中、会場にそのまま（テントは脚をたたんだ状態等）置いておくことは可能か。当日設営・当日撤去、次回開催日まですべての設営物は持ち帰る必要があるか。</p>	<p>そのまま会場に置くものについては、野外を予定しており、その場合、受託者が管理してください。</p>
18	<p>警備員は、制服警備が必要か。来場者の整理誘導スタッフでも良いか。</p>	<p>警備員の服装は問いませんが、仕様書に記載の用務を確実に遂行できる者とします。</p>
19	<p>必要備品について</p> <p>テント、長机、イスなど必要最低限の備品を用意することと記載があるが、備品の仕様・数などは、受託者で提案しても良いか。</p>	<p>仕様書記載の項目以外は、指定はありません。</p>
20	<p>簡易トイレの個数・設置場所について</p> <p>何個を想定しているか。また、設置箇所については広場想定で良いか。</p>	<p>特段、想定はありません。</p>
21	<p>イベント保険加入について、来場予定数を何人で想定すればいいか。</p>	<p>1日（回）あたり、1,000人程度を想定しています。</p>

22	出展や発表に際して、電源や照明など使用経費が発生した場合受託者が負担することとあるが、出店者が照明や電気などを必要以上に要求した場合も、受託者で負担しないといけないのか。	あらかじめ負担する範囲を定めたいうえで、それ以上の要求は、負担不要です。
23	ポスターやチラシについて、主催者で必ず必要な枚数等あるか。サイズや枚数の指定はあるか。	特段、指定はありません。
24	当日配布用のパンフレットと看板等は、何部程の数を想定すれば良いか。	パンフレットは、5,000部程度。 看板等は、導線の状況により、必要に応じて設置をお願いします。
25	仕様書 2(3)エ 記録撮影する際の写真、動画のファイル形式に指定はあるか。	特段、指定はありません。
26	企画提案応募提出書類一覧 納税証明書類 (2)消費税及び地方消費税の納税証明書は、納税証明書「その1」「その3」「その3の3」いずれで提出すればよいか。「その1」であれば、対象年度も教えて欲しい。	本証明書類は、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことを確認するために提出いただくこととしております。 納税証明書「その3の3」を提出ください。
27	・地域との連携とあるが、地域の範囲を教えてください。 ・北山プロムナード周辺施設について、周辺施設（京都府立京都学・歴史館、京都府立植物園）等とあるが、等に含まれる施設は、どこまでか。	北山ぱーとなーずと連携することとしております。主には、京都府立植物園、京都府立京都学・歴史館、京都府立陶板名画の庭、京都コンサートホール、北山街協同組合を想定しています。
28	北山ぱーとなーずとは、具体的に何を連携するのか。連携することで、いくらか費用は発生するのか。	各施設の特徴があるため、特性に応じて本取組を盛り上げるような連携を想定していません。別途、費用が発生することは想定していません。
29	周辺施設（歴史館・植物園）等との連携を行う、来場者が回遊できるようにすることとあるが、歴史館・植物園で北山アート・パフォーマンスフェスタ開催日に合わせて何か催事を行う計画等はあるか。北山アート・パフォーマンスフェスタ開催時期に両施設では、どのような催事を行う予定か。	北山アート・パフォーマンスフェスタ開催日に合わせての催事は、特段計画されていません。ただし、その他の両施設で実施する催事は、当フェスタの開催日が未定のため、受託者決定後に調整することとなります。
30	企画提案書作成要領 1(2) 「用紙はA4判（図表等についてはA3判をA4判に折り込むことも可）、カラーとし、ページ数は10ページ程度」とあるが、用紙の向きの指定はあるか。	特段、指定はありません。

	また、用紙への印刷は、表面のみ、または表裏可の指定はあるか。	
31	企画提案書作成要領 1 (5) 「個人の情報や、これを類推できるような事項を記入しないこと」とあるが、社名の記載はできないということか。	企画提案者の社名は、必ず記載してください。
32	企画提案書作成要領 2 (2) ② 会場配置を記載するため、プロムナード・周辺施設（植物園）の図面データの提供は可能か。	図面データの提供は行っておりませんが、北山プロムナードについては、公募期間中に閲覧にて図面を確認できます。閲覧を希望する場合は、事前に京都府文化スポーツ部文化政策室（075-414-4217）へ連絡ください。
33	本業務のうち、一部業務を再委託しても良いか。	原則禁止としています。ただし、あらかじめ京都府の承諾を得たときは、この限りではありません。